

鳥取県新たな水田農業の収益性向上対策事業費補助金交付要綱

制定 令和3年4月23日付第202100021467号
最終改正 令和7年4月30日付第202500014233号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新たな水田農業の収益性向上対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）、麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付4農産第3475号農林水産省農産局長通知）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、今後も一定の需要が見込まれる主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表の第4欄に記載された補助率が定額である事業にあっては、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の範囲内で、知事が定める額とする。

(2) 前号に掲げる事業以外の事業にあっては、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

3 事業実施主体が他の制度からの助成を受けて実施している事業又は既に完了している事業は、本補助金の補助対象としない。

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号に

よるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内（ただし、財源に国の補助金を充当する場合は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定前着手届）

第6条 別表の第1欄に掲げる大豆等産地生産性向上支援事業を行う補助事業者（以下「大豆等産地生産性向上支援事業者」という。）は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、理由等を記載した交付決定前着手届（国実施要領別記様式第3号）を知事に提出するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更等は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更等とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について~~中国四~~農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（遂行状況の報告）

第8条 大豆等産地生産性向上支援事業者は、本補助金の交付の決定があった年度（以下「交付決定年度」という。）の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めるものとする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ

様式第1号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

また、補助事業者は、仕入控除税額が明らかにならない場合又は仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(額の再確定)

第10条 大豆等産地生産性向上支援事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を速やかに提出するものとする。

- 2 規則第17条第1項及び第2項の規定並びに前条第2項の規定は、前項の実績報告書の提出について準用する。

(財産の処分制限)

第11条 規則25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条に定める処分の制限を受ける期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「処分について中國四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 大豆等産地生産性向上支援事業者は、取得財産等について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第5号）その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(契約等)

第14条 補助事業者（市町村を除く。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 大豆等産地生産性向上支援事業者（市町村を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第6号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（収量・品質向上支援事業に係る実施計画書等）

第15条 別表の第1欄に掲げる事業のうち飼料用米、麦、大豆の収量・品質向上支援事業を行う補助事業者（以下この条において「収量・品質向上支援事業者」という。）は、収量・品質向上支援事業実施計画書（様式第7号）を作成し、規則第5条の申請書に添付して所管の地方事務所の長（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）へ提出しなければならない。

2 収量・品質向上支援事業者は、実施計画に対する実証の結果をまとめた収量・品質向上支援事業実施状況報告書（様式第7号）を作成し、麦の実証結果にあっては交付決定年度の翌年度の8月31日までに、飼料用米及び大豆の実証結果にあっては規則第17条第1項の報告書に添付して、所管の地方事務所の長に提出しなければならない。

（提出書類の部数等）

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長を経由して提出しなければならない。

（雑則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年5月25日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月25日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月30日から施行し、令和7年度事業から適用する。ただし、この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第6条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率	5 重要な変更
大豆等産地生産性向上支援事業 生産性向上の推進	国実施要領第5の1に掲げる取組（別表2参考）に要する経費	地域農業再生協議会	定額	国交付要綱別表2第4欄（重要な変更）に掲げるもの
新たな営農技術等の導入	国実施要領第5の2に掲げる取組（別表3参考）に要する経費		定額	
生産拡大に向けた機械・施設の導入等	国実施要領第5の3及び第6に該当する機械等の導入等に要する経費		1/2以内	
生産性向上の取組	国実施要領第5の4に掲げる取組（別表4参考）に要する経費	市町村	1/2以内	
飼料用米、麦、大豆の収量・品質向上支援事業	実証ほ場の運営に係る経費、新技術の実証に係る経費等 (生産資材費、新技術導入に係る経費等)	生産組織、農業協同組合、農業者、法人等	1/3	補助金の増額
飼料用米、麦、大豆の生産拡大支援事業	飼料用米、麦、大豆への作付転換面積（前年度からの生産者ごとの拡大面積（注1）に、定額（10アール当たり5,000円）を乗じた額	地域農業再生協議会	定額	補助金の増額
	飼料用米、麦、大豆の生産拡大支援事業の運用に係る事務費（消耗品費（印刷代、郵送代等）、雑役務費（振込手数料））		10/10	

注1：飼料用米の対象面積は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）における水田活用の直接支払交付金に申請することを要件とする。麦・大豆の対象面積は、農地区分（水田／畑地）や作期（基幹作／二毛作）を限定せず、生産者ごとに前年度からの拡大面積とする。

注2：補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。